

## 部会に属すべき委員及び臨時委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第二条第二項の規定に基づき、部会に属すべき委員及び臨時委員として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

### 記

○令和2年3月30日付

サービス統計・企業統計部会

（経済センサス-活動調査及び個人企業経済調査関係）

委員 宮川 努（学習院大学経済学部教授）

臨時委員 宇南山 卓（一橋大学経済研究所社会科学統計情報研究センター教授）

臨時委員 菅 幹雄（法政大学経済学部教授）